



Make Zero Carbon
Tochigi



地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 促進区域の設定に関する県基準の改定について

栃木県環境審議会第2回気候変動部会

令和7(2025)年9月2日

- 国は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画で規定する内容の拡充を行い、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再生エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を促進する制度を創設した（令和4年4月施行）。**
- 当該制度では、市町が、**国や県の基準に基づき、環境保全・社会的配慮の観点**を踏まえ、**適切に地域脱炭素化促進事業の対象区域等を設定し、再生可能エネルギーの適切な立地誘導を図る。**

〈促進事業制度の流れ〉

①国が基準を策定（R4.4.1施行）

- ・全国一律の基準

②県が基準を策定

- ・地域特性に応じた県内一律の基準
- ・環境配慮事項や情報収集方法を具体的に明示
- ・基準は県の実行計画の別冊として位置付け

③市町が促進区域等を設定

- ・「配慮が必要な区域」「その他の区域」から促進区域を設定
- ・地域の環境保全のための取組等を併せて設定
- ・促進区域は市町の実行計画に位置付け（地域の協議会と合意形成が必要）

④事業者が促進事業の計画を市町に申請

- ・地域の意向に即した事業を計画
- ・手続きの一部の申請窓口が市町に一本化（県基準が策定されている場合アセス手続き一部省略可）

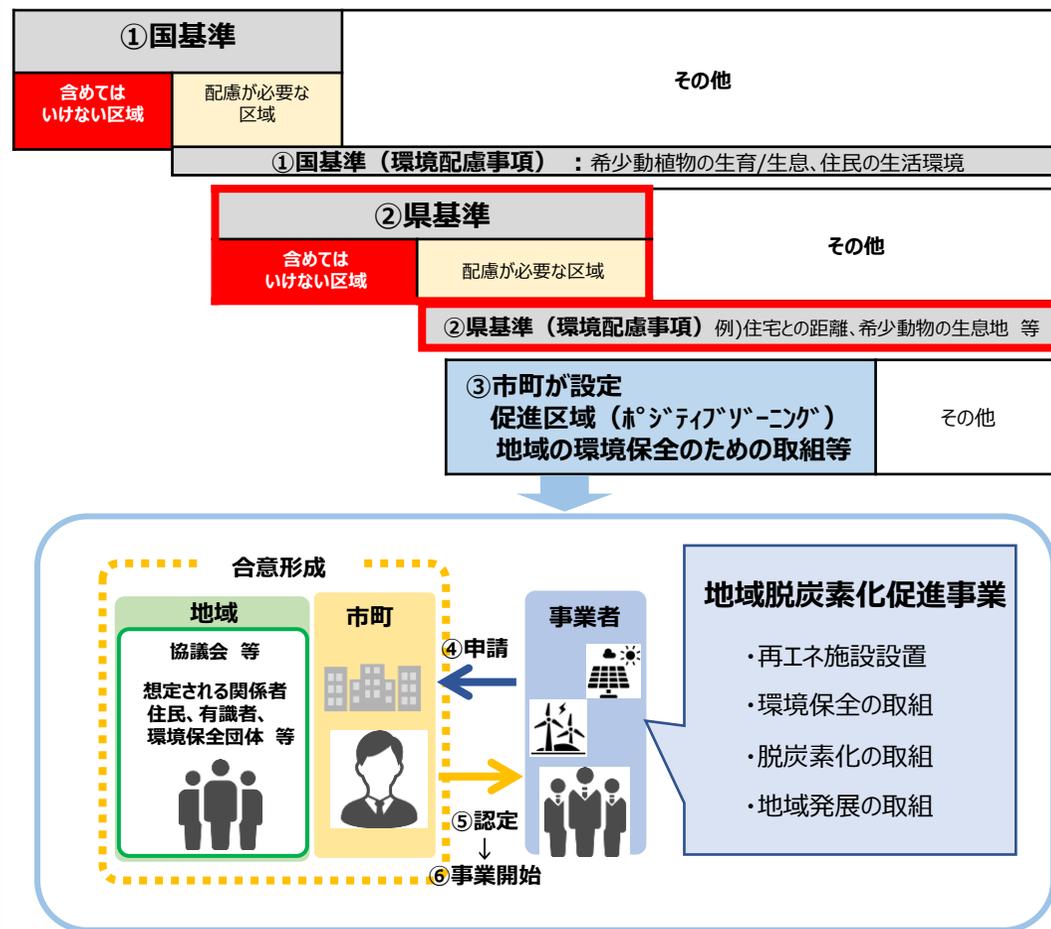
⑤市町が促進事業を認定

- ・環境保全のための取組内容等を審査し認定（地域の協議会と合意形成が必要）

⑥事業者が促進事業を実施

- ・地域の意向に即した再生エネ事業が実現

〈促進事業制度の全体像（イメージ）〉



- 本県は、令和6（2024）年3月に、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した県基準を策定した。

〈県基準の概要〉

(1) 対象の再エネ施設

太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱

全ての規模の施設を対象

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には、県基準の区域分けや環境配慮事項を適用せず、国の基準のみ適用

(2) 区域分け

〈太陽光・バイオマス〉

県独自の「**促進区域に含めてはいけない区域**」、「**促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域**」を設定 → p4 参照

〈風力・水力・地熱〉

国の区域分けの基準のとおり

区域分けの考え方

○ **促進区域に含めてはいけない区域**：

関係法令や条例の規定により**開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されているエリア**や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し**許可等を要するエリア**

○ **促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域**：

促進区域に含めてはいけない区域を除いて、関係法令や条例の規定により、防災、環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされており、**設置に十分な検討や調整を要するエリア**

(3) 環境配慮事項

・ 促進区域の設定や促進事業の認定を行うに当たっての留意事項

例) 騒音による影響に関する事項、水の濁りによる影響に関する事項、配慮が必要な区域に該当する関係法令の指定地 等

・ 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法

● 太陽光・バイオマスの区域分けは次のとおり。

県 域

国基準：促進区域に含めてはいけない区域

- 【自然環境保全法】原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- 【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち特別保護地区、第1種特別地域
- 【鳥獣保護管理法】国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 【種の保存法】生息地等保護区のうち管理地区

国基準：配慮が必要な区域

- 【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
- 【砂防法】砂防指定地
- 【地すべり等防止法】地すべり防止区域
- 【急傾斜地法】急傾斜地崩壊危険区域
- 【森林法】保安林

- 【種の保存法】生息地等保護区のうち監視地区

県基準：促進区域に含めてはいけない区域

- 【土砂災害防止法】土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
- 【都市緑地法】特別緑地保全地区・緑地保全地域
- 【文化財保護法】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
- 【文化財保護条例】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
- 【自然公園条例】県立自然公園の特別地域、普通地域
- 【自然環境保全条例】自然環境保全地域、緑地環境保全地域
- 【鳥獣保護法】県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 【森林法】保安施設地区
- 【農地法・農振法】農用地区域・甲種農地・第1種農地
- 【河川法】河川区域、河川予定地
- 【とちぎふるさと街道景観条例】街道景観形成地区
- 【都市計画法】風致地区
- 【景観法】景観形成重点地区

促進区域に設定不可

県基準：配慮が必要な区域

- 【森林法】地域森林計画対象民有林（保安林・保安施設地区以外）
- 【農地法・農振法】第2種農地、第3種農地
- 【河川法】河川保全区域
- 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地

促進区域に設定可

※ 県基準では、国基準の配慮が必要な区域（一部）についても促進区域に含めてはいけない区域としている。

ー適用除外ー

- ・ 既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設
→ 国の基準のみが適用
- ・ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業
→ 農地法に基づく区域分けの基準（甲種農地を除く。）適用なし、第2、3種農地において環境配慮事項の考慮は不要
- ・ 市町の条例又は規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域
→ 「促進区域に含めることが適切でない区域」の適用なし

1.改定の背景

- 宇都宮市大谷地区が、県内で初めて文化財保護法に基づく**重要文化的景観に選定（R6.10）**された。
- 現在の県基準には、重要文化的景観の選定地に関する区域分けを設定していない。

大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観

所在地：栃木県宇都宮市 選定年月日：令和6年10月11日 面積：376.5 ha 選定基準：二(一)(六)(八)

No.09-01

(1) 概要

宇都宮市大谷地域は、関東平野北端部に位置し、大谷石（おおやいし）と呼ばれる、柔らかく加工しやすい凝灰岩の産地です。地域中央部には、凝灰岩から成る丘陵が広がり、ここを姿川が南流して穿ち、両岸に奇岩群を生み出しています。近世には、小規模な氾濫原での耕作を主とした農村でしたが、生産性が低く、農家の副業として採石が始まりました。

近代には山主を兼ねた「間屋」が石工と技術を取り入れて、石工町を発展させながら、東京方面に販路を拡げました。戦後は、機械化により昭和40年代に最盛期を迎えた後、出荷量が急減しましたが、現在も採石が続けられています。また、近代以降は奇岩群等が人を呼び、行楽地としての賑わいを保っています。

侵食や採石等により形成された奇岩群、稼働中の採石場と観光活用が進むその跡地、近代に運搬・行楽に用いられた軌道跡を引き継ぐ道、農家の形式を残しつつ装飾が彫り込まれた石蔵を表に構える採石業者の屋敷地、磨崖仏や山ノ神を祀る寺社等、大谷石による自然・人工の要素が特徴を伝えています。

当該文化的景観は、北関東内陸部の農村が、近世に農家の副業として始められた採石を近代以降に地場産業とし、奇岩群等を信仰・観光の対象としながら、発展してきたことを伝え、貴重です。



大谷石を産出する凝灰岩の丘陵が広がる大谷地域



姿川が丘陵を侵食し形成した奇岩群



石山を背景に石蔵を構えるかつての採石業者の屋敷



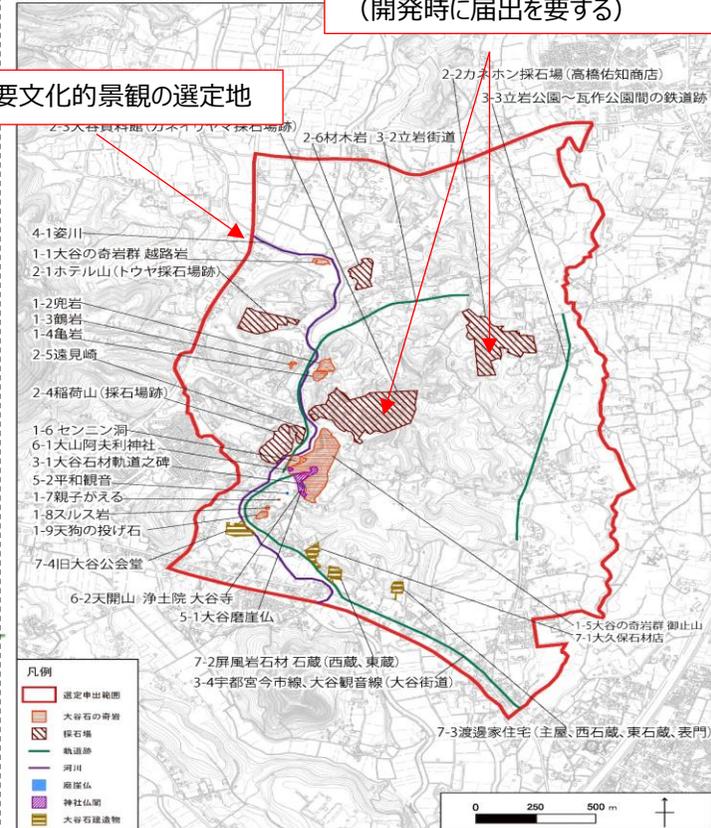
採石の安全を祈願する例祭が継承されている山ノ神を祀る神社

○重要な構成要素

- ・ 文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として**不可欠な要素の**ことであり、本景観では**2.8箇所**を構成要素とする。

斜線部分が「重要な構成要素」
(開発時に届出を要する)

赤線内が重要文化的景観の選定地



2.改定（案）

- 「促進区域に設定するにあたって配慮が必要な区域」に重要文化的景観の選定地を追加する。
- なお、風力・水力・地熱発電施設については、他と同様、国の基準どおりとする。

〈理由〉

- ・ 文化財保護法に基づく文化財を現状変更する場合、一定の規制が課される。
- ・ 重要文化的景観に関し、その現状を変更する場合には、届出が必要とされている。
- ・ 現状変更に際して届出対象となっている埋蔵文化財や、その他の文化財との均衡を考慮し、「促進区域に設定するにあたって配慮が必要な区域」とする。

文化財の種類	現状変更の 手続き	県基準の区域分け
史跡・名勝・天然記念物	許可	促進区域に含めてはいけない区域
重要文化財（有形）	許可	
伝統的建造物群保存地区	許可※	
埋蔵文化財	届出	促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域
重要文化的景観	届出	促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（案）

※ 法により市町の条例で規定

【参考】改定後の県基準のイメージ

● 太陽光・バイオマスの区域分け

県 域

国基準：促進区域に含めてはいけない区域

【自然環境保全法】原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち特別保護地区、第1種特別地域
【鳥獣保護管理法】国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
【種の保存法】生息地等保護区のうち管理地区

国基準：配慮が必要な区域

【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
【砂防法】砂防指定地
【地すべり等防止法】地すべり防止区域
【急傾斜地法】急傾斜地崩壊危険区域
【森林法】保安林

【種の保存法】生息地等保護区のうち監視地区

県基準：促進区域に含めてはいけない区域

【土砂災害防止法】土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
【都市緑地法】特別緑地保全地区・緑地保全地域
【文化財保護法】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
【文化財保護条例】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
【自然公園条例】県立自然公園の特別地域、普通地域
【自然環境保全条例】自然環境保全地域、緑地環境保全地域
【鳥獣保護法】県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
【森林法】保安施設地区
【農地法・農振法】農用地区域・甲種農地・第1種農地
【河川法】河川区域、河川予定地
【とちぎふるさと街道景観条例】街道景観形成地区
【都市計画法】風致地区
【景観法】景観形成重点地区

促進区域に設定不可

県基準：配慮が必要な区域

【森林法】地域森林計画対象民有林（保安林・保安施設地区以外）
【農地法・農振法】第2種農地、第3種農地
【河川法】河川保全区域
【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地

【文化財保護法】重要文化的景観の選定地

促進区域に設定可